

災害発生時における相互応援協定書

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会及び社会福祉法人群馬県社会福祉事業団とは、災害発生に際して被災した事業団及び協会（以下「甲」という。）に対し、被災しなかった事業団及び協会（以下「乙」という。）が対応可能な範囲内で援助を行うことを確約するため相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、三事業団（協会）の協力関係をより緊密にし、実践するために基本的な事項を定め、災害時における事業団（協会）が経営する施設の安定的な運営等を図ることを目的とする。

（協定項目）

第2条 乙は甲の要請に基づき、次の事項について応援、協力するものとする。

- (1) 被災施設に係る食糧・飲料水などの生活必需物資の供給
- (2) 被災施設に係る支援職員などの必要な職員の派遣
- (3) 被災施設の応急復旧などに必要な資機材の提供
- (4) 被災施設の利用者等が一時的に利用する施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（その他）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、三事業団（協会）で協議して決定するものとする。

なお、この協定は、いずれかの事業団（協会）から締結解除の申し出がなされ、三事業団（協会）の協議の結果、締結が解除されるまでの間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三事業団（協会）の理事長が署名の上、各1通を保有し適所に掲示して保管するものとする。

平成24年 3月16日

社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

理事長

押野 浩

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会

理事長

荒川 勉

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団

理事長

関 卓哉